

# 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 地区・地域班設置要綱

## (目的および主旨)

第1条 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、自主・自立の理念を基調として、緊密な連絡体制のもと、連帯意識の高揚を図り、事業の円滑な運営を推進するとともに、地域の発展に貢献することを目的に、会員の住所を基準として地区・地域班(以下「地区」・「班」という。)を設ける。

## (組 織)

第2条 地区は、市内中学校区域を単位とし、班は、居住する地域(自治会)を基に編成する。ただし、会員数の増減および地理的条件等を勘案して、適宜これを合併または分割することが出来る。

- 2 地区の名称は、美里中校地区、越來・宮里中校地区、美東・沖縄東中校地区、コザ中校地区、安慶田中校地区、山内中校地区の6地区とする。
- 3 地域班の会員数は、10名～25名に応じ数字で分ける。

## (地区長及び副地区長)

第3条 地区に、地区長を1名、副地区長2名をおく。

- 2 地区長、副地区長は、地区総会において選出する。

## (地域班長)

第4条 地域班に班長を置く、班長は班員の互選により定める。

## (任 期)

第5条 地区長、副地区長、地域班長(以下「地区長等」という。)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 地区長等を再任する場合には、原則として2期までとする。
- 3 地区長等に欠員が生じた場合は、補選し、その任期は、前任者の残任期間とする。

## (地区長、副地区長、地域班長の任務)

第6条 地区長・副地区長は、センターと地域班との連絡、調整にあたる。

- 2 地域班長は、班員を掌握するとともに、地区長・副地区長と連携して次条の活動を行う。

## (地区の役割及び活動)

第7条 地区の活動は、次のとおりとする。

- (1) 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。

- (2) 会員の意見、要望等に関する事。
- (3) センターの目的達成に必要な情報の収集等に関する事。
- (4) 会員相互の地域活動及び交流に関する事。
- (5) その他事業遂行上必要と認める事項。

(地域班の役割及び活動)

第8条 地域班の活動は、次のとおりとする。

- (1) 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関する事。
- (2) 会員の意見、要望等に関する事。
- (3) 班員の健康状況の把握及び必要事項の連絡
- (4) その他事業遂行上必要と認める事項に関する事。

(会 議)

第9条 会議は、地区総会及び地域班長会とする。

- 2 地区総会は、地区長が招集し、会議の議長となる。
- 3 地域班長会は、地区長が招集し、会議の議長となる。

(経 費)

第10条 地区長・副地区長及び地域班長が、センターの事務連絡等に要する経費として、予算の範囲内で別に定める。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。